

令和5年第1回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和5年2月13日（月）
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時26分 閉会宣言14時29分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。 無し
6. 遅刻者は次のとおりです。 無し
7. 早退者は次のとおりです。 無し
8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課参与	新輪誠一
生涯学習課主幹	藤森宏樹	学校教育総括主査	原田了
学校教育主査	熊谷駿佑	教育支援専門員	渋谷高広

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第1号	清里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
議案第2号	清里町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第3号	清里町給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について
議案第4号	清里高校生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する要綱について
議案第5号	スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準の一部を改正する基準について
議案第6号	児童・生徒等の各種大会等への出場経費交付に関する基準の一部を改正する基準について
議案第7号	第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について
議案第8号	令和5年度清里町教育委員会に関する予算の要求について

10. 議事の経過

別紙

第1回清里町教育委員会 議事録

令和5年2月13日(月)

議長	<p>ただいまから、令和5年 第1回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、居城委員 と 宇都宮委員 を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第1号 清里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第1号「清里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>改正理由でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)第7条に定める障がい理由とする不当な差別的取り扱いに該当する可能性がある文言があったため改正し、適正化を図るものでございます。</p> <p>新旧対照表でご説明しますので3ページをご覧ください。この表の右側が改正前の規則で左側が改正後の規則になっており、改正部分をアンダーラインで示してございます。</p> <p>第2条 第1項 第1号の 精神に異常があると認められる者を削除し、第2号の 酩酊又は粗暴の者 を第1号に繰り上げ、酒気を帯びていると認められる者に改め、第3号、第4号をそれぞれ第2号 第3号に繰り上げます。</p> <p>附則を追加し、この規則は交付の日から施行いたします。</p> <p>以上、提案理由の説明と致します。</p>
議長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 議案第1号 清里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	したがって、議案第1号 清里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第3 議案第2号 清里町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第2号「清里町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。 6ページをご覧ください。 改正理由でございますが、本要綱に閉校した学校の記載があったため削除し、清里高等学校の名称を北海道清里高等学校に改めるものでございます。 新旧対照表でご説明しますので、7ページをご覧ください。 別表に記載されている、光岳小学校、緑町小学校を削除し、清里高等学校を北海道清里高等学校に改め、附則で「公布の日から施行する」を追加するものでございます。 以上提案理由の説明と致します。
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第2号 清里町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱 を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第2号 清里町特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱 は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第4 議案第3号 清里町給食費取扱要綱の一部を改正する要綱 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第3号「清里町給食費取扱要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。 10ページをご覧ください。 改正理由でございますが、食材の原材料費や食品の価格の上昇に対応するため、給食費単価を改正するものでございます。 現在の給食費については、平成28年度からの適用となっており、当時の価格との比較検討した結果、1食当たりの単価が牛乳で5円、その他の食材で20円の価格上昇があり、1月に開催しました給食運営協議

	<p>会にて審議した結果、価格改定をご提案するものでございます。</p> <p>11ページをご覧ください。第2条については、清里高等学校とあるものを北海道清里高等学校に名称を統一し、別表で定めている1食当たりの単価を小学校児童と学校職員、保育所幼児と保育所職員、やまと幼稚園幼児と幼稚園職員、学校給食センター職員の給食日額を245円から270円に改定、中学校生徒と学校職員の単価を275円から300円に改定、清里高等学校の名称を北海道清里高等学校に改め、単価を290円から310円に改定、その他の245円又は275円を270円又は300円に改定するものでございます。</p> <p>北海道清里高等学校の単価だけ20円の上昇でございますが、高校は牛乳を提供していないため、牛乳単価の上昇分である5円は、含めてございません。</p> <p>附則でこの要綱は4月1日からの施行を定めます。</p> <p>以上提案理由の説明とさせていただきます。</p>
議長	これから質疑を行います。
福田委員	清里高校に牛乳を提供していない理由は何か
岸本教育長	<p>高校への給食提供は義務教育と違い、任意の希望者に提供しているため、牛乳は提供していない。実際、牛乳の提供を希望しない生徒も多い。小中学生でアレルギーで牛乳を飲めない児童生徒には、お茶を提供している。</p>
福田委員	<p>食材費が何%上がったから給食費を何%上げるといった取決めはあるのか</p> <p>今回改訂しても、今後も上昇していく可能性があるが</p>
岸本教育長	<p>全体的な物価上昇等を算出し、一食あたりに必要な単価を設定している。今後も状況を把握しながら、不足する見込みがあれば年度の途中で改定するのは難しいが、給食運営協議会にも諮りながら見直しを図っていく。</p> <p>高校の給食費単価については中学校の牛乳分の単価を抜いた250円と同額ですが、義務教育ではないため、業者に委託している調理の経費60円分を上乗せして単価を設定している。</p>
議長	<p>議案第3号 清里町給食費取扱要綱の一部を改正する要綱 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号 清里町給食費取扱要綱の一部を改正する要綱 は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第5 議案第4号 清里高校生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する要綱 を議題とします。</p>

	提案理由の説明を求めます。
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第4号「清里高校生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>改正理由でございますが、清里高校生在籍の1学年から新たに清里中学生及び清里高等学校に在籍する2年生に変更するものでございます。</p> <p>今回の改正は、数年を要した見直しの協議や保護者周知を終え、改正するものです。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>まず要綱の名称であります、「清里高校生海外派遣研修事業要綱」を「清里町中・高校生海外派遣研修事業要綱」に改めます。</p> <p>第1条の目的を、「清里高校生」を「清里中学生及び清里高校生」に改め、「21世紀に逞しく」を「グローバル社会」に、「清里高校生海外派遣研修事業」を「清里中・高校生海外派遣研修事業」に改めます。</p> <p>第2条 対象者を清里高校第1学年から清里中学校及び北海道清里高等学校第2学年に改めます。</p> <p>第3条 派遣者の推薦については、「町」から「清里町教育委員会」に改め「清里高校」を「清里中学校、北海道清里高等学校」に改めます。</p> <p>第2項 「清里高校」を「清里中学校、北海道清里高等学校」に改め、保護者の承諾書を第1号に繰り上げ、第1号様式の1とします。「別紙第1号様式に」を「別紙第1号様式の1及び2に、」改め、1号で「身上書」を削除し、次のページの第3号 「町長」を第2号に繰り上げ「清里町教育委員会」に改めます。</p> <p>16ページの第5条 選考及び決定について、「町長」を「清里町教育委員会」に改め、第6条 補助金の交付、申請、決定通知の「町」を「清里町教育委員会」に「町長」を「清里町教育委員会」に改めます。</p> <p>第8条 引率者について、「清里高等学校」を「清里中学校及び北海道清里高等学校」に改め、第2項及び次のページの第3項「町長」を「清里町教育委員会」に改めます。</p> <p>第9条についても、「町長」を「清里町教育委員会」に改め、附則で「この要綱は交付の日から施行する」を追加致します。</p> <p>17ページから21ページにつきましては、補助金の交付から決定までの各様式を添付しておりますが、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上提案理由の説明とさせていただきます。</p>
議長	これから質疑を行います。
福田委員	派遣人数の明記はないのか
岸本教育長	本要綱の下に毎年募集要項を定め、その中で募集にあたっての人数を明記している。高校生を10名、中学生を6名としている。ほか、引率として教職員、ALT、町職員が随行する。
宇都宮委員	派遣時期等詳細は

岸本教育長	派遣時期は9月を予定している。期間は10日間くらいの予定。 場所はニュージーランドのモトエカ。中学生もモトエカ高校へ訪問する。モトエカ高校は日本で言えば中学生、高校生両方いる。
議 長	議案第4号 清里高校生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する要綱 を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第4号 清里高校生海外派遣研修事業要綱の一部を改正する要綱 は、原案どおり決定されました。
議 長	日程第6 議案第5号 スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準一部を改正する基準 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第5号「スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準の一部を改正する基準」について提案理由の説明を致します。 今回の改正は、本町で活躍するスポーツ指導者の支援に加え、文化団体、社会教育関係団体等に所属する団体への支援を拡充し、スポーツ・文化活動の普及及び推進を図るものです。 25ページをご覧ください。 基準の名称を、「スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準」を「スポーツ・文化指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準」に改め、第1条 目的の文中、「スポーツの競技力」を「スポーツ・文化」に「スポーツ」を「スポーツ・文化」に改め、「スポーツ競技の」を削除します。 第2条については、全文改正であり、補助の対象者について、「清里町に居住し次のいずれかに該当する者」とし、第1号で、「本町のスポーツ少年団並びにスポーツ協会加盟団体に所属するスポーツ活動の指導者及びこれから指導者になろうとする者」、第2号で「本町の文化団体並びに文化連盟団体に所属する文化活動の指導者及びこれから指導者になろうとする者」、第3号で「本町社会教育関係団体に所属し、スポーツ及び文化活動の指導者及びこれから指導者になろうとする者」に改めます。 第3条についても、全文改正であり、補助対象研修会等について、「スポーツ・文化指導者の育成、普及を目的とした講習会、研修会で、習得した知識、技術を積極的に町民に対して普及活動が図られるものであると教育委員会が認めたもの」とし、第1号で「財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者及び中央競技団体公認指導者の資格取得に係る講習会等」と定め、第2号では、「北海道文化団体協議会に加盟する団体及びそれに準ずると認められる公的団体が主催する講習会等」と定めま

	<p>す。</p> <p>附則として、「この基準は、公布の日から施行し、令和5年2月1日より適用する」を追加致します。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
居城委員	各団体から具体的な相談等があったのか
藤森主幹	文化団体では民謡指導者の研修が過去にはあったことは把握している。今回社会教育団体も含めるようになるため、各団体の講習会等にも活用可能となる。
岸本教育長	今までスポーツ団体しか対象ではなかったため、枠を広げた。今回改正した内容に沿った相談が既に寄せられている。
居城委員	今回スキーの指導者も5名くらい研修を受けに行ったが対象になるのか
岸本教育長	対象になる。本基準の下に決まりを設けている。
藤森主幹	その決まりの中で1団体2名まで上限2万円と定めている。適用出来る講習会等の開催場所は近隣を除くこととして定めている。
議 長	<p>議案第5号 スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準の一部を改正する基準 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号 スポーツ指導者育成研修会等参加への経費交付に関する基準の一部を改正する基準 は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第6号 児童・生徒の各種大会等への出場経費交付に関する基準の一部を改正する基準 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第6号「児童・生徒等の各種大会等への出場経費交付に関する基準の一部を改正する基準」について提案理由の説明を致します。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>改正理由につきましては、児童生徒等の減少に伴いスポーツ少年団等の活動において、昨今のスポーツ大会への参加実態の変容に対応すべく、現行基準を見直し、本町を代表してスポーツ活動を行う児童生徒への経費負担の間口を広げ、スポーツ振興を図るものでございます。</p> <p>29ページの新旧対象表をご覧ください。</p> <p>第1条の目的について、「この基準は、町内の児童・生徒等が本町の代表として町外で開催される学術、文化、スポーツ大会の参加経費に補助</p>

	<p>を行い、児童生徒の学術、文化、スポーツ振興を図ることを目的」といたします。</p> <p>第2条の補助対象大会等について、「地方予選大会及び管内大会等を経て出場権を獲得した、上位大会またはそれに準ずる大会」とし、第1号及び第2号で該当する大会を定め、同一年度に受けられる補助の回数は各個人、団体ともに2回までといたします。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>第5条 第6号で「主催者」を「主催者及び合同チーム等」に「負担」を「補助」に改めます。</p> <p>附則として、この基準は交付の日から施行し、令和5年2月1日から適用するよう定めます。</p> <p>以上提案理由の説明を終わります。</p>
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
宇都宮委員	選抜であればスポーツだけではなく、文化活動でも適用されるのか
岸本教育長	<p>個人のピアノ等も予選を勝ち上がれば該当する。</p> <p>また、同一児童・生徒または団体が補助を受けられるのは2回までと定めている。</p>
宇都宮委員	補助の金額等は
岸本教育長	宿泊費や交通費を含め補助の対象となる。ただし金額の上限はある。
議長	<p>議案第6号 児童・生徒の各種大会等への出場経費交付に関する基準の一部を改正する基準 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号 児童・生徒の各種大会等への出場経費交付に関する基準の一部を改正する基準 は、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第8 議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第7号「第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命」について提案理由の説明を致します。</p> <p>児童生徒が使用しております教科書は、法の定めにより、4年ごとに見直しを行い、毎年決定することとなっております。</p> <p>見直しや決定の作業は、オホーツク管内の区域を第9地区と定め、委員については、管内各市町村教育委員会が任命する代表者で構成することとなっていることから、本町におきましては、慣例により、教育長の職にある岸本教育長の任命について、提案するものであります。</p>

	<p>任命期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。</p> <p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号 第9地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の任命については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第9 議案第8号 令和5年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第8号「令和5年度清里町教育委員会に関する予算の要求について」説明を致します。</p> <p>令和5年度は統一地方選挙の年であり3月議会に提案する当初予算の計上については、人件費や物件費などの経常的な事業及び、年度当初で計上しなければならない事業など、骨格予算の計上となっております。教育委員会が3月の議会に提案する予算の主な事業について、各グループリーダーより説明させていただきます。</p> <p>(学校教育総括主査)</p> <p>33ページをご覧ください。</p> <p>2款 総務費 1項 給与費 1目 職員給与費 会計年度任用職員給与等事業(臨時教員) こちらは新規の事業です。小学校新5年生が1学級になる予定ということから、これまでどおり2学級を維持するため、町費負担の臨時教員を配置し、少人数学級できめ細やかな指導の維持を図るものでございます。</p> <p>事業費は6,302千円でございます。</p> <p>続いて、9款 教育費 1項 教育総務費 2目 教育諸費 教育支援員配置事業 でございます。</p> <p>子育てについての相談・支援のために教育支援専門員の配置、学校現場における学習支援の補助として学習支援員を配置し、きめ細やかな相談体制、指導体制により、児童生徒の学力向上、家庭教育の充実等を図ってまいります。</p> <p>委員会、小・中学校3名分の8,747千円を計上しています。</p> <p>下段に移ります。同じく教職員住宅管理事業でございます。</p> <p>老朽化している教職員住宅の内装・水回り・断熱・外装修繕を行うも</p>

のでございます。

中学校校長住宅の工事一式で9,470千円を計上しています。

次のページに移ります。同じく遠距離通学バス業務委託事業 です。

遠距離から通学する児童・生徒の通学手段として、バス4路線を運航いたします。

事業費は前年同額の68,007千円で計上しています。

続いて、同じく清里高等学校総合支援対策事業 です。

清里高等学校へ各種支援事業を行い、魅力ある高校を推進してまいります。

令和4年度より見直し後の制度へ移行していますが、新3年は見直し前の制度を適用していきます。

事業費は20,345千円で計上しています。

次のページに移ります。同じく認定こども園推進事業でございます。

町の子ども子育ての課題改善のために認定こども園の設置を推進し、町内の幼児保育・幼児教育の質の向上と円滑な運営をめざしてまいります。

研修会の講師謝礼やアドバイザー業務委託料等を含みまして、821千円を計上しています。

下段に移ります。同じくGIGAスクール運営支援事業 です。

GIGAスクール端末の故障・修理対応のため損害保険に加入し無償での修理や火災・破損・盗難等にも対応していきます。また先生方の使っているデータをセキュリティの担保されたインターネットクラウドストレージに整理・分類し保存することで職場内外からのアクセスを可能とするとともに、簡単な問い合わせに対する自動応答が可能となります。

事業費は損害保険が886千円、インターネットクラウドストレージが608千円、計1,494千円を計上しています。

続きまして、2項 小学校費 2目 教育振興費 GIGAスクール運用事業 です。

ICT教育の一助としてGIGA端末に対応したデジタル教材の導入、また利便性の向上を図るため持ち帰り用充電器と書き取り用のタッチペンを導入してまいります。

事業費は充電器、タッチペン、教材を合わせまして600千円を計上しています。

次ページをご覧ください。同じく3項 中学校費 2目 教育振興費 GIGAスクール運用事業 です。

こちらも先程小学校費で説明いたしました、デジタル教材の導入、持ち帰り用充電器と書き取り用のタッチペンの導入を同様に中学校でも行ってまいります。

事業費は充電器、タッチペン、教材を合わせまして474千円を計上しています。

(生涯学習課主幹)

続きまして、36ページ中段、4項 社会教育費 1目社会教育総務費 外国人英語講師招へい事業から説明いたします。

幼稚園から保育所、小中高等学校に外国人英語指導助手を派遣し本町の子どもたちの国際理解の推進、英語力の向上を図ります。

事業費は10,730千円となっています。

続きまして 中高生海外派遣研修事業であります。こちらは新規事業であります。高校生海外派遣研修事業からの制度を見直しての事業であります。

友好都市であるニュージーランドモトエカへ、中学生・高校2学年生徒を派遣し、異文化学習やコミュニケーションを図り、国際理解教育に努める事業であります。

事業費は11,615千円となっています。

次のページをご覧ください。スポーツ文化施設管理業務委託事業であります。

図書館、トレーニングセンター、町民プール、緑スキー場等のスポーツ文化施設の管理を一般社団法人清里町スポーツ文化施設管理協会へ委託する事業であります。

事業費は39,551千円でとなっています。

続きまして、2目 生涯教育費 青少年育成事業の学童保育事業であります。

保護者等の就労で放課後家庭で保育のできない児童を対象に放課後児童クラブを運営するものであります。

令和5年度より事務支援システムを導入し、児童の入退室記録の管理を行い、保護者との情報共有を図るとともに、職員の事務負担軽減を図るものであります。

事業費につきましては、10,209千円であります。

続きまして、3目 生涯学習総合センター費 生涯学習センター冷房設備修繕事業であります。

学習センターの冷房設備、冷却塔の修繕を行うものであります

事業費につきましては5,870千円となっています。

次ページをご覧ください。5項 保健体育費 1目保健体育総務費 スポーツ団体支援事業費であります。

こちらにつきましては斜里岳ロードレース大会実行員会への補助であります。

事業費は3,859千円となっています。

続きまして、2目 トレーニングセンター費 清里トレーニングセンター管理運営事業費、清里トレーニングセンター床ワックス塗布業務委託事業であります。

清里トレーニングセンターの床のワックス塗布の事業です。施設内全面のワックス塗布を予定しています。

事業費は1,595千円あります。

続きまして、4目 スキー場管理費 緑スキー場管理運営事業費であります。

緑スキー場リフト整備として、減速機のオーバーホール及び部品交換を行います。

	<p>事業費は 14,850 千円です。 (学校教育総括主査) 最後に同じく 5 目 学校給食センター費 学校給食費補助事業です。 本事業は子育て支援策の 1 つとして、保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施しております。 事業費は小学校で 10,800 千円、中学校で 6,000 千円、幼稚園で 2,001 千円、合計しまして 18,801 千円を計上いたします。 以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
宇都宮委員	新 5 年生を 2 クラスに分けるとあるが、既に 2 クラスある新 6 年生は 1 クラスになるのか
岸本教育長	新 6 年生も人数的にそのまま 2 クラスとなる見込み。新 5 年生は 35 人となる見込みなので、道の基準で 1 クラスとなってしまう。ただこれまで 1 年生から 4 年生時まで 2 クラスで来ているので、維持するため、町で教員を雇用する。給与体系も道のものに合わせる。
居城委員	GIGA のデジタル教材はデジタル教科書か
学校教育 総括主査	内容はインターネットリテラシー教育の教材とその以外の授業に活用できる教材の導入を予定している。
議 長	<p>議案第 8 号 令和 5 年度清里町教育委員会に関する予算の要求について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 8 号 令和 5 年度清里町教育委員会に関する予算の要求については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本委員会に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の委員会を閉会いたします。</p>